

議第104号

呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例

呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成24年呉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において、土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>において、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）<u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期</u></p>

水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後，7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であって，学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後，又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後，第1号の卒業生にあつては1年以

課程にあつては，修了した後），5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した後），6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後，7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて，学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後，又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後，第1号の卒業生にあつては2年以

上，第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において，第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を，それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後，それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって，1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項の条例で定める資格は，次のとおりとする。

(1) 前条に規定する資格

上，第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上，第2号の卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において，第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を，それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後，それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって，1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第73号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって，3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項の条例で定める資格は，次のとおりとする。

(1) 前条第1号，第3号又は第5号に規定する学校において，土木工学科若し

くは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）につ

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7

いては7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 略

年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 略

(7) 技術士法第4条第1項の第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものに対する改正後の第4条第10号及び第5条第7号の規定の適用については、同項の第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

(野呂山専用水道給水条例の一部改正)

3 野呂山専用水道給水条例（平成16年呉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第25条の2 法第19条第3項の条例で定める資格は、呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成24年呉市条例第8号）第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「<u>前条</u>」とあるのは「<u>呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成24年呉市条例第8号）第4条第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同条第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同条第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同条第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同条第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同条第6号中「1年以上、」とあるのは「6か月以上、」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同条第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同条第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えて適用する同条」と、同条第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同条第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同条第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同条第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第25条の2 法第19条第3項の条例で定める資格は、呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成24年呉市条例第8号）第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「<u>3年以上</u>」とあるのは「<u>1年6か月以上</u>」と、「<u>5年以上</u>」とあるのは「<u>2年6か月以上</u>」と、「<u>7年以上</u>」とあるのは「<u>3年6か月以上</u>」と、同条第2号中「<u>4年以上</u>」とあるのは「<u>2年以上</u>」と、「<u>6年以上</u>」とあるのは「<u>3年以上</u>」と、「<u>8年以上</u>」とあるのは「<u>4年以上</u>」と、同条第3号中「<u>10年以上</u>」とあるのは「<u>5年以上</u>」と、同条第4号中「<u>5年以上</u>」とあるのは「<u>2年6か月以上</u>」と、「<u>7年以上</u>」とあるのは「<u>3年6か月以上</u>」と、「<u>9年以上</u>」とあるのは「<u>4年6か月以上</u>」と、同条第5号中「<u>最低経験年数以上</u>」とあるのは「<u>最低経験年数の2分の1以上</u>」と、同条第7号中「<u>1年以上</u>」とあるのは「<u>6か月以上</u>」と、同条第8号中「<u>3年以上</u>」とあるのは「<u>1年6か月以上</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>

(提案理由)

水道法施行令等の一部改正に伴い、関係条例の所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。